

健康保険証等の氏名表記における「外字対応」の終了について

令和2年3月12日

オムロン健康組合

政府の方針により一定規模以上の事業所に対して社会保険の届出の電子申請義務化が始まるなど、電子申請が加速しています。電子申請では、端末に依存する外字が引き継がれず、文字化けして表示されるなど、加入者へご迷惑をお掛けすることになります。当健保においても、政府の運用・施策（電子申請・ペーパーレス化）に合わせ、届出に使用する基礎情報（氏名、住所等）について、JIS規格外の文字が含まれる場合は、類似文字またはカタカナ表記での対応としますので、ご理解、ご協力をお願いします。

1. 変更の内容

①届出文字の取り扱いについて

JIS第1水準、第2水準の字を使用いたします。

類似文字への変換もしくは類似文字が見つからない場合はカタカナ表記等に置き換えさせていただきます。

また、適用事業所が作成する届出は、電子申請のルール等に基づきJIS第1水準、第2水準の字で記入していただくようお願いします。

変更時期：2020年（令和2年）4月1日

2. 注意事項

①既に、登録済の外字は引き続き印字されることがあります。（再発行、限度額証の発行等）

②交付済みの健康保険証の差し替えは行いませんので引き続きお手元の健康保険証をご利用ください。

3. <ご参考>

3月12日付のOLI発行通達『社会保険手続き電子化による変更内容のご連絡』にて、オムロングループのガイドが発信されています。各社作成の届出（取得・喪失・算定・月変・賞与）は、日本年金機構様式での提出となります。

データでの届出は、ファイル転送「FileZen」、「健保 SecureExpress」で送付をお願いします。

4. 問い合わせ先

オムロン健康保険組合 佐藤、長瀬 TEL (075) 344-7190

トール 7-211-3105 又は 3103

対象者の方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。

※（参考）具体的な外字の見つけ方の例

- ・漢字1字を漢字変換しようとする「環境依存文字」と表示されるものは“外字”です。
- ・ネット検索で、“JIS 第一水準 第二水準”などを検索して、漢字コード表を活用する。
- ・日本年金機構、届出作成仕様書の漢字コード表を活用する。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/program/20180305.html>

以上